

新庁舎を考える③

【問い合わせ先】 総務課新庁舎建設室 ☎ 22-3101

第2・3回新庁舎建設構想等策定委員会が開催されました

第1回の策定委員会以降、事務局で新庁舎の基本的な考え方を検討してきました。このたび、市の考え方がまとまり、8月10日に第2回、9月1日に第3回の委員会を開催しました。

第2回の会議では、基本構想を取りまとめるスケジュールについて再確認を行ったのち、新庁舎の位置や規模について意見が交わされました。

第3回の会議では、新庁舎の建設にあたっての基本方針（コンセプト）や求められる機能について検討を行いました。

次回以降、これまでに提出された意見の論点を整理して、基本構想の素案としてまとめていきます。

※会議の議事録は、市ホームページでご覧いただけます。



7つの基本方針（コンセプト）

- 市民の安心・安全な暮らしを支える拠点となる庁舎
- 人にやさしい庁舎
- 環境との共生、周辺との調和ある庁舎
- 市民サービス、事務能率の向上を目指した機能的な庁舎
- 市民協働の拠点となる庁舎
- 将来の行政需要の変化にも柔軟に対応できる庁舎
- 無駄を省いた経済的な庁舎

国民年金保険料の一部免除を受けられた方へ 保険料の納め忘れにご注意ください

【問い合わせ先】 新発田年金事務所 ☎ 23-2120、市保険年金課国民年金係 ☎ 22-3101、各支所住民福祉係

国民年金保険料免除の申請をして、保険料の一部免除の承認を受けた方は、免除後の保険料（右表参照）を忘れずに納めましょう。納付書がお手元がない方は、新発田年金事務所までご連絡ください。

【平成22年度の一部免除後の保険料】

免除区分	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除後の保険料（月額）	3780円	7550円	1万1330円

免除後の保険料を納めていないとどうなるの？

減額された保険料を納めていないと、その期間は「未納期間」となり、老後の支えとなる老齢基礎年金が減額されたり、もしものときの障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられなくなったりする場合があります。

免除後の保険料はいつまでに納付するの？

各月の保険料は、承認後送付されている一部納付用の納付書で翌月末日までに納付します。

納付期限から2年を1日でも経過すると、時効により納めることができなくなります。

【国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？】

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料を、さかのぼって納めること（追納）ができます。なお、追納できるのは10年以内です。

追納する場合の金額など詳しくはお問い合わせください。

- 申し込み・問い合わせ先…新発田年金事務所（新富町1-1-24、☎23-2120）